

クラブ営業時間外のご利用に関する重要事項説明書

この「クラブ営業時間外のご利用に関する重要事項説明書」(以下「本説明書」といい、別紙1「利用規則」の内容を含む。)は、会員が、クラブの営業時間外にジムエリア等の当社が指定するエリアを利用する場合に適用される提供条件、契約条件を定めるものであり、会員は、本説明書の内容を事前に確認し、ご同意のうえ、ご利用ください。



以下、クラブ利用に関する重要な事項についてご説明しております。必ずご確認のうえ、

お申込くださいますようお願いいたします。

1. クラブ営業時間外のご利用における基本的な内容と提供条件

●目的・基本的な内容

- 「クラブ営業時間外でも利用可能エリアをご利用いただける会員契約の契約種別」でご契約された会員の方は、当社クラブ・施設(以下「クラブ」といいます。)のうち、クラブの営業時間外(クラブによって時間帯が異なります。以下、「クラブ営業時間外」といいます。)であっても、クラブが指定する利用可能エリア(当該エリアに設置のマシン・設備等を含み、以下、「利用可能エリア」といいます。)を、クラブの休館日又は休館時間を除き、いつでも利用できます。
- **クラブ営業時間外は当社のスタッフ、施設管理者等の配置、監督がありません。**(なお、スタジオ有人レッスン、パーソナルトレーニング等の有人サービス提供時の一部時間帯を除きます。)
会員は、この点を予めご理解のうえ、クラブ営業時間外においてクラブのマシン、設備等を会員自らの判断と責任により利用いただきます。
- クラブ営業時間外における利用可能エリア、その他の提供条件はクラブ毎に異なります。また、ご利用できるマシン、設備等は、一部制限があります。
- 通常ご利用されているクラブと異なるクラブで、クラブ営業時間外にクラブをご利用される場合、必ず、事前に当社ウェブサイトまたは当該他のクラブへお問い合わせいただき、クラブ営業時間外における提供条件をご確認のうえご利用ください。
- 本説明書は、ジム&スタジオにおいては、クラブ営業中であって当社スタッフ、施設管理者等の配置、監督が不在の時間帯に適用され、また、「クラブ営業時間外」を「スタッフ不在時間帯」と読み替えて適用するものとします。

●基本的な提供条件

【クラブ営業時間外にご利用いただけるクラブ】

- クラブ営業時間外に利用いただけるクラブかどうかについては、入会手続き時または以下の当社ウェブサイトにて、ご確認ください。

<https://www.s-re.jp/club/item/?search-club-item=34>

または

各クラブページの「施設案内」⇒「店舗情報(営業時間)」

【クラブ営業時間外/利用可能時間】

- クラブ営業時間外の時間帯は、クラブ毎に異なります。入会手続き時または当社ウェブサイトの各クラブページの「店舗情報(営業時間)」等より、ご確認ください。

【利用可能なエリア(マシン・設備等)】

- クラブ営業時間外における利用可能エリアは、「ジムエリア内のマシン・設備」となります。その他の利用可能エリアは、クラブ毎に異なります。
- 入会手続き時または当社ウェブサイトの各クラブページの「店舗情報(営業時間)」等より、ご確認ください。

【その他必要な費用】

- ご契約時にセキュリティキーを内蔵した会員証をお渡します。セキュリティキー(会員証)を紛失した場合は、再発行手数料として金550円(消費税等込)がかかります。

【その他特記事項(※一部の会員プラン限定の提供条件)】

- 当該会員プランにおいては、マシン・設備等の利用方法の説明を、当社スタッフが駐在する時間帯において、無償で受けることができます。

☞ 特にご注意頂きたい事項

- 一部のクラブでは、クラブ営業時間外にクラブをご利用いただくことができません。
- 会員契約の契約種別(以下「会員プラン」といいます)に応じて、クラブ営業時間外におけるクラブの利用可能時間が、異なる場合があります。別途定める会員プラン毎の利用可能時間をご確認ください。
- **クラブ営業時間外の利用の申込み、休止、および利用終了(退会を含む)に関する諸手続きは、クラブの受付時間内でのみ受付可能となります。**
- 当社が立ち入り禁止エリアとして定めた場所およびこれに付帯し設置された設備等は、ご利用できません。
- スタジオにおけるレッスンは、原則、映像レッスン(録画放映)による提供となります。ただし、一部のクラブでは、クラブ営業時間外の一部の時間帯に限り、有人レッスンが提供される場合があります。
- 一部のクラブでは、クラブ営業時間外において、有人サービス(パーソナルトレーニング等)が提供される場合があります。
- 左記に該当する会員プランは、入会手続き時または当社ウェブサイトの各クラブページで定める会員プランの内容をご確認ください。

2. 「ご契約(お申込み)前」におけるご注意事項

(次ページへ続く)

● 内容・特性に関する注意事項

- マシン、設備等の利用または単独運動により付随する危険があることを十分に理解し、会員が自己の責任において、安全面に十分配慮して、ご利用いただく必要があります。
 - スタッフ不在時における非常時の通報手段として、利用可能エリア内に、「固定緊急ボタン」と「首からかける発信機型ボタン」を配備しております。緊急・非常時の通報、連絡方法について、別途「ご利用のご案内」で定める内容を、事前にご確認いただき、内容をご理解のうえ、ご利用ください。
 - スタッフ不在時における防犯および安全環境維持のため、利用可能エリア(トイレ内、更衣スペース等の一部エリアを除く)に複数の防犯カメラを設置し、常時録画し、記録しております。
- ※【複数のクラブにおいて、クラブ営業時間外にクラブをご利用いただける会員プランにて、ご契約されている場合】
ご契約いただいたクラブでの手続き完了をもって、他のクラブでも同様に本サービスをご利用できます(※再度の同意手続き不要、セキュリティキーも同一となります)。
- ※【「浴室・サウナ」、「プール」がご利用可能なクラブの場合】※1
当社スタッフが、当該エリアが利用可能な時間帯に限り、以下に定める目的のためにのみ、常駐又は配置しております。
- ① 「浴室・サウナ」の利用に伴う安全・衛生管理上の目的
 - ② 「プール」の安全管理・監視業務の遂行の目的

☞ 特にご注意頂きたい事項

- 運動・トレーニングの仕方、マシン、運動機器、その他設備等の取り扱い方法が不明な場合、当社スタッフが駐在する時間帯において必要な説明を受け、ご理解のうえご利用ください。
 - 運動中または運動後にご自身で対処困難な大きな怪我、体調悪化が生じた場合、お近くの方に声を掛けるか、設置された緊急・非常時の通報手段を用いて速やかにご連絡ください。
 - 火災、地震等の自然災害、停電等により避難が必要な場合、ご自身の責任と判断において避難する必要があります。
 - クラブ営業時間外の利用可能エリア(ロッカールームを含む)には、当社の業務委託先である清掃会社や警備会社のスタッフが立ち入る場合があります。
- ※【オプションプラスをご契約されている場合】
- 一部のクラブでは、クラブ営業時間外の全時間帯または一部の時間帯において、以下の「オプションプラス」のサービスをご利用することができません。
 - ① プライベートロッカー契約
 - ② レンタルオプション契約(タオル/タオル&シューズ/オール)
 - オプションプラスをご契約の場合でも、クラブ営業時間外においては、オプションプラスのサービスを利用できない場合があることをご理解のうえ、お申込みください。

3. ご契約後・利用時におけるご注意事項

● クラブ営業時間外におけるクラブ利用時の注意事項

- 会員プランごとに定められている、クラブの利用可能時間を遵守してご利用ください。
- 利用可能時間を超過後は、クラブから退館できない場合があります。
- 運動に適した服装、シューズでトレーニングを行い、他の会員に迷惑の掛かる行為をせずにご利用ください。
- **クラブ営業時間外における入退館は、セキュリティキーを使用し、当社指定の場所から入館し、退館ください。**
- **自己のセキュリティキーを携帯していない場合、クラブ内へのご入館、クラブのご利用ができません。**
- クラブ営業時間外における着替えまたはシューズの脱着は、当社指定の簡易エリアで行ってください。

※【ゴルフフレンジがご利用可能なクラブの場合】

- ゴルフフレンジは、以下の事項について十分注意し、遵守のうえ、ご利用ください。
 - ① 予約した利用時間、利用スペースを遵守すると共に、他の会員の安全にも配慮し、利用すること。
 - ② その他ゴルフフレンジの利用に関して当社が別に定める諸規則、利用上の注意事項等を遵守すること。

☞ 特にご注意いただきたい事項

- 利用可能時間後の退館に伴い、特別な費用が発生し当社からの請求があった場合は、これをお支払いいただく必要があります。
 - 自己責任において健康管理をしたうえで本サービスをご利用し、身体に不調があるときはご利用をお控えください。
 - セキュリティキーは、会員本人のみが使用し、他の者に貸与したり、譲渡したり、使用させることは禁止しております。
 - セキュリティキーの紛失または盗難が生じた場合、ただちにクラブにその旨の届出を行い、具体的な状況を説明ください。
- ※【ロッカールーム、シャワールームがご利用可能なクラブの場合】
- ロッカールーム、シャワールームの利用時には、マナーを守り、他の会員の迷惑にならないようご利用ください。
 - シャワールーム内等、施設内では転倒に十分ご注意ください。
- 他の会員との間でトラブル、クレームを誘発する行為またはそのおそれのある行為を行わないようご注意ください。
 - レンタル使用したクラブ、ボール、用具等は、必ず、所定の場所に返し、これらを当社に無断で、クラブおよびゴルフフレンジ以外の場所に持ち出さないようご注意ください。

4. その他契約条件に関するご注意事項・特約事項

- 本来の使用目的に反したご利用、クラブ内への不正な立ち入り等の行為が発覚した場合は、利用資格の停止または除名処分(契約解除)の対象となります。
 - 万一、別紙1「利用規則」で定める禁止行為が発覚した場合、除名処分(契約解除)の対象となります。
- ※1 会員が、「浴室・サウナ」および「プール」の利用に伴い、当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、【別紙1】の「クラブ営業時間外における利用規則」で定める【5. 当社の免責】(2)の規定は、適用しません。

(2025年10月1日改定版)

【別紙1】利用規則

クラブ営業時間外における利用規則

【1. 適用】

クラブ営業時間外のご利用に関する契約条件は、この利用規則および本説明書に定める内容の他、当社が別に定める「会員規約」（以下「会員規約」といいます。）の内容が契約条件として適用されるものとし、本利用規則の内容と会員規約の内容に異なる定めがある場合には、本利用規則の内容が優先して、適用されます。

【2. セキュリティキーの発行・管理等】

- (1) 当社は、クラブ時間外にクラブを利用できる資格（以下「利用資格」といいます。）を有する者に対して、当社所定の利用手続きが完了後、会員証に内蔵する形でセキュリティキーを発行し、利用資格を有する期間中、これを貸与します。
- (2) 会員は、セキュリティキーを自己の責任において管理し、会員本人の本クラブへの入館および退館の際に用いるものとします。また、クラブ営業時間外の利用時には、常にセキュリティキーを携帯し、これを携帯していない場合には、本クラブの施設内に立ち入ることができません。
- (3) 会員は、セキュリティキーを紛失、破損、もしくは盗難にあった場合、または読み取り不良等で使用できない場合には、直ちにその旨を当社に対して連絡しなければならないものとします。
- (4) 会員は、前項で定める理由等によりセキュリティキーの再発行を行う場合、当社に対して、再発行に要する発行手数料として、本説明書で定める金額をお支払いのうえで、セキュリティキーの再発行を受けることができます。ただし、読み取り不良等当社の責に帰すべき事由による場合には、この限りではないものとし、当社は会員からの申し出に基づき、無償にて、セキュリティキーの再発行を行うものとします。
- (5) 当社は、会員が利用資格を喪失した場合（利用の休止または終了等、その事由の如何を問いません。）、セキュリティキーを無効化します。会員は、利用資格の喪失後、セキュリティキーを使用することはできません。なお、無効化された当該セキュリティキーは、会員が自己の責任で破棄または当社に返却するものとします。

【3. 禁止行為】

- (1) 会員は、クラブ営業時間外におけるクラブの利用において、次に定める行為を行ってはならないものとします。なお、次の各号の行為に該当するか否かについて、当社は、自らの判断で、その該当性を判断し認定することができるものとします。
 - ①本利用規則およびその他本説明書で定める事項に違背または違反する行為
 - ②ビジターその他会員以外の本サービスの利用資格を有しない者を同伴し、利用する行為
 - ③セキュリティキーを、第三者に譲渡、貸与、その他当社に無断で会員本人以外の第三者に使用させる行為
 - ④会員本人以外の第三者のセキュリティキーを使用する行為
 - ⑤本説明書および本クラブにおいて当社が明示的に定める禁止エリアに立ち入る行為
 - ⑥本クラブのマシン、機器、その他設備を損壊、汚損・落書き、本クラブ外に持ち出す行為
 - ⑦飲酒、喫煙、刃物等の危険物を持ち込む行為
 - ⑧当社から事前の許可を得ずに撮影や録音、または商品やサービス等の営業・勧誘を目的とした行為。
 - ⑨法令、社会規範、公序良俗に反する目的で利用する行為
 - ⑩クラブ営業時間外におけるクラブ利用の趣旨に照らして、本来の目的とは異なる目的で利用する行為
 - ⑪クラブ営業時間外におけるクラブ利用に関して、当社に、過度な、または正当な理由のない要求、請求もしくは主張をなす行為
 - ⑫前各号の他、会員規約で定める、会員資格の取消事由に該当する行為または禁止行為に該当する行為
 - ⑬前各号の他、当社が合理的な理由に基づき不相当であると判断する行為
- (2) 当社は、会員が前項で定める禁止行為に該当した場合または該当のおそれがあると判断した場合、当該会員の利用資格を一定期間停止または除名処分として、本クラブの利用に関する当社と会員との間のすべての契約を、将来に向かって解除することができるものとします。

【4. 会員の責任・義務】

- (1) 会員は、クラブ営業時間外におけるクラブ利用が、当社が提供する通常のサービス（本サービス以外の時間帯で提供される施設管理者を配置した有人サービスをいう。）と比較して、次に定める事実の存在およびこれにより生じる危険、影響等の内容を十分に理解し同意のうえ、会員が自己の判断と責任において、クラブを利用するものとします。
 - ①本クラブの施設管理者や当社の従業員等の配置、管理・監督がないこと
 - ②マシン、設備等の利用方法の説明および会員の体調不良時における即時の対応が困難であること
 - ③通常のサービスと比較して、会員が利用できる設備、提供を受けられるサービス内容に制約があること
- (2) 会員は、前(1)項の定めに基づき、自己の責任において健康管理を行い、体調不良またはそのおそれがある場合には、クラブを利用せず、医師の診断等に従うものとします。
- (3) 会員は、クラブ営業時間外におけるクラブ利用中に自己の身体に不調、異変、違和感等を感じた場合、直ちに運動・トレーニングを中止すると共に、会員本人で回復の対応が困難であると判断した場合、直ちに当社が設置した所定の「非

常時通報ボタン」を押下し、当社または当社指定の者（当社の業務委託先等をいいます。）にその旨を連絡、通報するものとします。

- (4) 会員は、他の会員に、前項で定める内容と同様の異変等があることを発見した場合、「非常時通報ボタン」を押下し、当社または当社指定の者にその旨を連絡、通報し、会員間の相互扶助に協力するものとします。
- (5) 会員は、クラブ営業時間外におけるクラブ利用に伴いマシン、機器、その他本クラブの設備を損壊、汚損等した場合、直ちに（遅くとも翌日の当社の営業時間内までに）、当社にその旨を連絡し、報告しなければならないものとします。
- (6) 会員は、クラブ営業時間外におけるクラブ利用時において、当社または当社指定の者から、セキュリティキーの提示を求められた場合には、直ちに提示するものとします。
- (7) 会員は、本利用規則で定める当社への報告義務を怠ったことまたは禁止行為に違反したことにより、当社または他の会員その他第三者に損害が生じた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

【5. 当社の免責】

- (1) 会員は、前条【4. 会員の責任・義務】その他本規則の定めに基づき自己の判断と責任において、クラブ営業時間外にクラブを利用するものとし、前条【4. 会員の責任・義務】(1)項に定める事実があることは、当社の義務違反を構成しないものとします。
- (2) 当社は、会員が、クラブ営業時間外におけるクラブの利用に関して当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、当該損害が会員の身体または生命にかかる損害である場合を除き、会員に現実生じた通常損害の範囲内に限り、当該損害の賠償責任を負うものとします。
- (3) 会員が、クラブ営業時間外におけるクラブの利用に関して他の会員その他第三者との間でトラブル、紛争（以下「紛争等」といいます。）が生じた場合、当社は、当該紛争等の解決義務を負わないものとし、会員は、自己の費用負担と責任において、当該紛争等を解決するものとします。また、当社が任意に紛争等の解決努力をした場合といえども、解決義務および継続的な解決努力義務を負うものではありません。ただし、紛争等の発生に関して、当社の故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (4) 前条【4. 会員の責任・義務】(1)項①号の定めにかかわらず、当社がクラブ営業時間外において当社の従業員等により有人サービスが提供される場合、当該提供時間帯においては、本条(1)項及び(2)項の規定は、これを適用しないものとします。

【6. その他一般条項】

- (1) 当社は、クラブ営業時間外におけるクラブの利用・提供に関する当社の業務の全部または一部を、第三者に委託して行わせることができます。また、当該第三者への業務委託に伴い、その業務遂行のため必要な範囲内で、会員の個人情報を提供する場合があります。
- (2) 当社は、会員規約の定めにかかわらず、相当な期間をもって会員に対して告知または通知することにより本利用規則を任意に改定することができるものとします。当社は、当該告知または通知において、改定後の本利用規則の内容およびその効力発生日を明示するものとし、効力発生日をもって、改定後の本利用規則の内容が適用されるものとします。
- (3) 会員規約および本利用規則の定めの一部が無効または執行不能であるとされた場合でも、会員規約および本利用規則の全体の有効性には影響がないものとし、当該無効または執行不能の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定めまたは法令の定め置き換え適用するものとし、会員規約および本利用規則のその他の定めは有効に存続するものとします。 以 上

【附 則】 1. 本利用規則は、2018年8月1日より施行とします。

2. 2021年4月1日改定、同日施行

3. 2021年7月1日改定、同日施行。ただし、「ジム&スタジオ ルネサンス」の利用の場合に限り、2021年8月1日より施行とする。

4. 2023年10月1日改定、同日施行。

5. 2025年10月1日改訂、同日施行。